

コメ騒動の総括と農政改革（下）

我が身の生命・身体のために何をすべきか？

武蔵野大学国際総合研究所 研究主幹

山下 一仁

減反は廃止されたと信じている農家もいる。彼らの“現場感覚”では、米価は低い水準にあったのであり、減反で米価が高く維持されているとは思えないというのだ。しかし、石破氏が農水大臣だった 2008 年、農水省は減反を廃止した際の米価を 6 千円（玄米 60kg）と試算した。農水省も JA 農協もコメの減反を廃止すれば、米価は暴落すると主張している。この主張を裏返すと、農家にとって低いと思われる米価でも、減反で大幅に引き上げられた結果なのだ。農家にとっては安いのかもしれないが、関税引き下げにも耐え、輸出も行えるような国際競争力のあるコメ農業を作るためには、米価はもっと下げなければならないのだ。

このように、農家は自らの経営や技術は分かっている、コメの需給・経済や政策についてほとんど知らないことが多い。テレビ局は現場の意見としてこのような農家を出演させて農業政策を論じさせているが、何からコメントしてよいのか戸惑うような主張が多い。それほど現場が大事と信じるなら、工事の現場監督を建設・土木会社の社長にすればよいと思うのだが、どうだろうか。

そもそも農家を保護することが国の食料・農業政策の目的なのだろうか？日本が危機に直面し 2 千万トンの食糧が必要となったときに、国内農業が 7 百万トン、輸入が 3 千万トン供給できるときに、どちらを選ぶのだろうか？我々は餓死してもよいから国内農業を守れと叫ぶのだろうか？

我々は開放経済で生きている

自分たちが供給しないと国民は餓死するぞと脅す農家も出てきた。国内の農業者の減少で農業の供給力は減少し食料危機が起きるというシンクタンクのレポートやこれに基づく公共放送のスペシャル報道も行われている。

しかし、かれらは貿易も経済も歴史も分かっている。まず 1995 年の食糧制度の廃止から農業従事者数は 7 割も減少しているが、農業生産額はほとんど減少していない。多数を占める零細な農家が退出し少数の規模の大きい農家に農地が集積したからだ。

仮に国内の食料供給が減少すれば食料品価格が上昇する。そのとき何が起きるのだろうか。輸入が行われて国内に十分な供給が実現するのだ。

今回も国内の異常な価格高騰でカリフォルニア米が輸入された。関税は 60kg あたり 2 万 4 6 0 円

(kg あたり 341 円)。通常のコメ価格は 1 万 5 千円なので、普通なら輸入価格がゼロでも輸入されない。そのような輸入禁止的な関税を我々はガットウルグアイ・ラウンド交渉で設定した。しかし、国内の価格が 3 万 7 千円まで騰貴したので、輸入禁止的な高関税を払っても輸入が行われた。輸入価格が 1 万円なら 2 万円の関税を払っても国内産米より安い。25 年の関税を払った輸入量はほぼ 10 万トンで、低関税のミニマムアクセス米の 10 万トン（主食用枠）と同量である。農水省が本当に価格を下げようと思ったなら、関税を引下げたり撤廃したりすることによって、もっと多くの量を輸入できた。

平成のコメ騒動も 260 万トンものコメを輸入することによって解決した。日本が直面した最大の食料危機は 1 千万人が餓死すると言われた戦後の食糧難だった。これを解決したのは、ダグラス・マッカーサー連合軍最高司令官である。当時世界も食料が不足していた。交戦国だった日本への食料援助は行うべきではないという連合国の強い意見があった。その中でマッカーサーはアメリカ政府を説得し日本への食料援助（穀物輸入）を実現し、日本を飢餓から救った。

農業についての議論に欠けている大きな問題は、我々が開放経済の中で活動していること、貿易の作用を理解していないことである。農業がないと国民は餓死するのではない。現に、今の食生活で国内農業は国民が必要とするカロリーの 38%しか供給していない。我々に食料を多く供給しているのは、国内の農業ではなく輸入農産物なのである。

その低い 38%の自給率（国内農業）も、関税による高い国内農産物価格と膨大な財政負担によってかろうじて維持してきたのである。農業が国民を養っているのではない。国民の負担によって農業が維持されてきたのである。今小麦 100 万トンの国内生産に財政が負担している 2 千億円で 600 万トンの小麦を輸入できる。

戦闘機を購入するに際して、性能が悪くてもコストが高くても、どうしても国産機を購入すべきだと主張する人はいない。食料安全保障を真剣に議論すれば、国民に食料を供給できないなら農業はなくてもよい。農業・農政が国民に食料を安く安定的に供給するよう努力すべきなのである。それを勘違いして、俺たちがいなくなると餓死するぞと国民を脅すなど論外である。

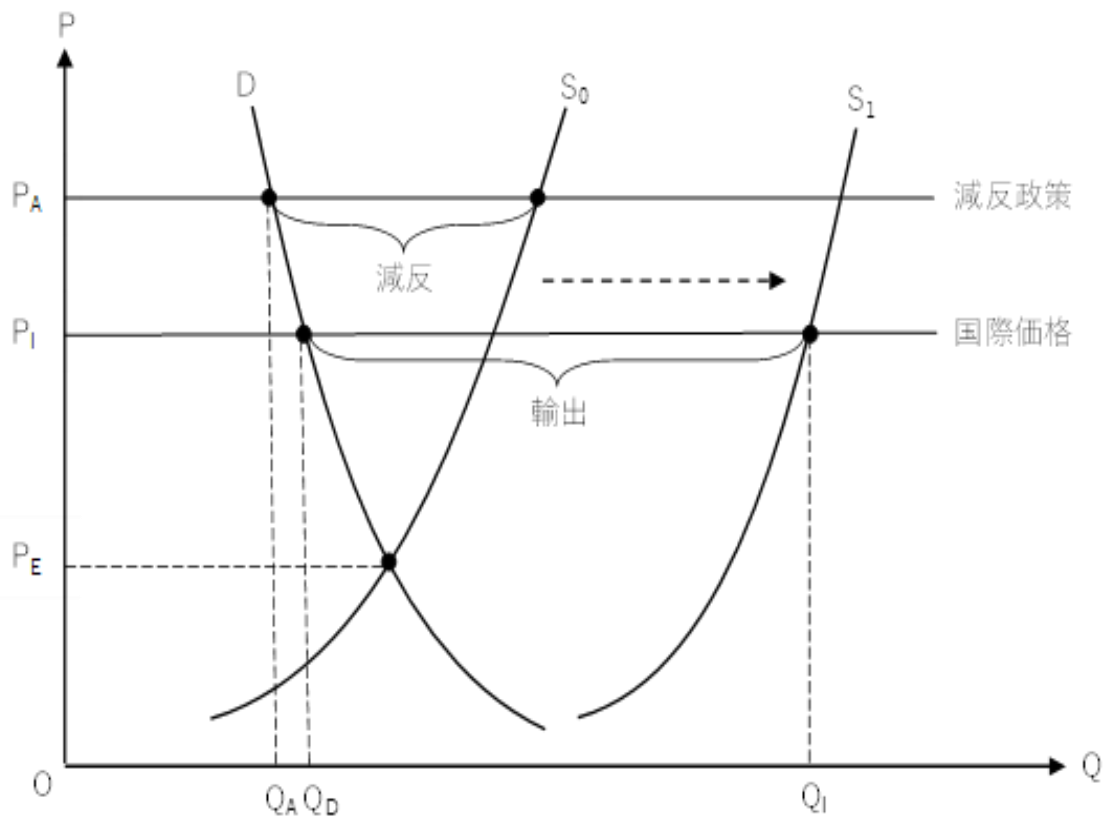
農政も国内市場しか考えなかった。EU も日本と同様に農産物価格を上げたので過剰処理に悩んだ。日本が国内の需要に見合う減反で過剰を回避したのに対し、EU は、生産は抑制しないでできた過剰農産物を補助金をつけて国際市場に輸出した。今は直接支払いによって域内農産物の価格水準を引き下げたので、補助金がなくても輸出できる。国内で消費する以上に生産して輸出すれば、国内生産を国内消費で割った食料自給率は 100%を超える。減反をしないで輸出していれば、生産の減少を輸出の減少で調整できるので、平成・令和のコメ騒動は起きなかった。

減反廃止と輸出による日本と世界の食料安全保障

前述の石破氏の試算も、国内市場しか考慮しなかった。今カリフォルニアから日本へ輸出されているコメ（中粒種）の価格は、日本米の方が大幅に安くなる年もあるが、平均すると 9 千円くらいである。国際的にも日本米の評価が高い。カリフォルニアのスーパーでは日本米が同州米の 4~5 倍の価格（中国のネット市場では同国産米の 10~20 倍）で販売されている。日本米は少なくとも 1 万 1 千円くらいで輸出できる。

価格さえ引き下げれば、品質面では世界に冠たる日本のコメは世界市場を席捲できる。中国の 1 億 6 千万トンのコメ市場の 4 割（6 千万トンで日本市場の 9 倍）はこの 20 年くらいでジャポニカ米に置き換わっている。高品質の電気炊飯器を使うとインディカ米よりジャポニカ米の方が美味しいということが分かったのだという。残念ながら、中国は害虫の存在を理由として一部の精米工場からの輸出しか認めていない。輸出条件緩和に対する日本政府の努力が必要だ。しかし、パックご飯での輸出であれば、中国には関税なしで輸出できる（RCEP 協定）。

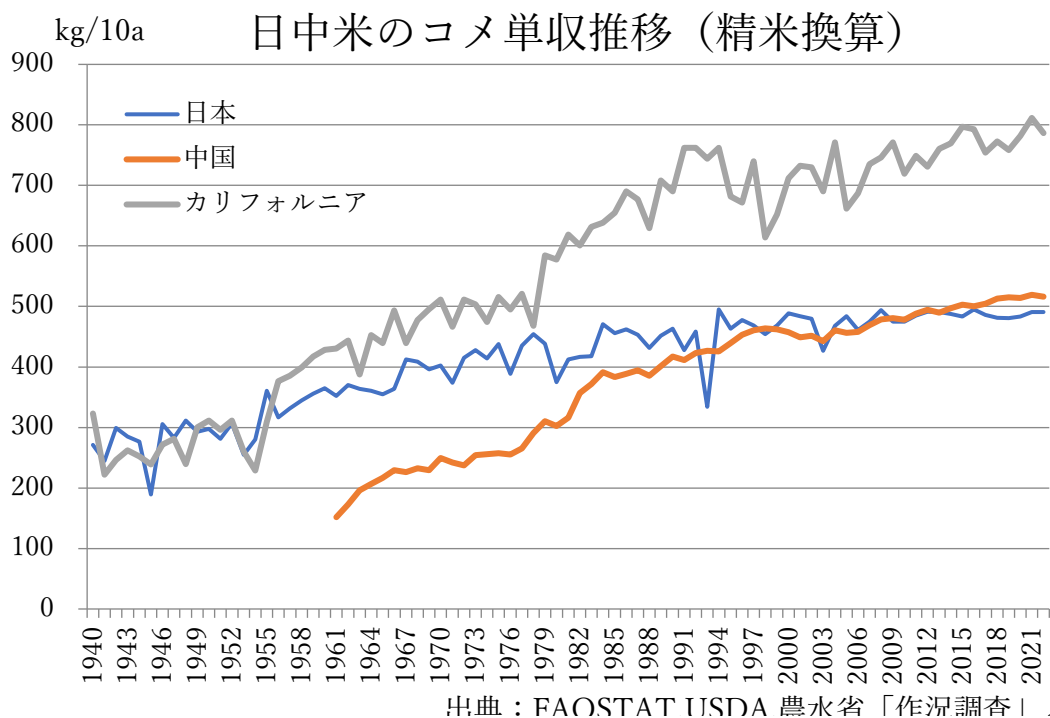
以下グラフを示すが、これは理解を助けるためのものであり、無視してもらっても構わない。



国内の価格が 6 千円 (図の P_E) だと 1 万 1 千円 (図の P_I) で輸出すればかならず利益を得るので、輸出が行われる結果国内市場への供給が減少し、国内の価格も 1 万 1 千円の輸出価格まで上昇する。これは価格裁定行為と言われる。簡単な国際経済学である。この時、消費者が購入する国内のコメの値段は、精米 5 kg で 1 3 0 0 円台まで低下する。

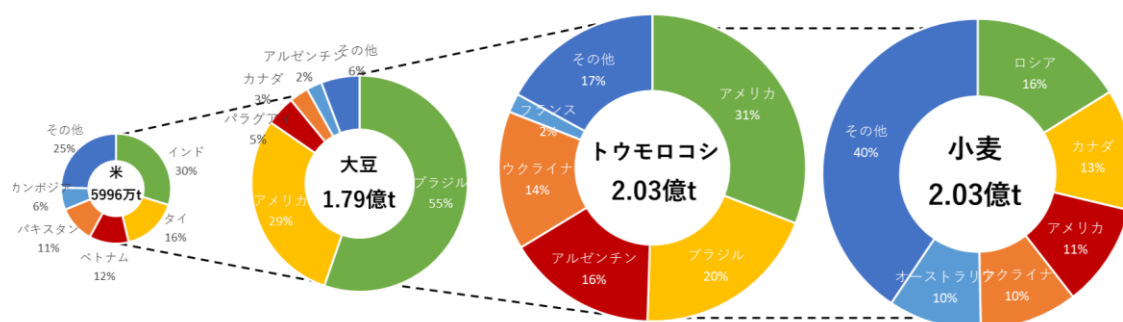
明治の初期日本はヨーロッパにコメを輸出していた。国内生産が豊作でも輸出が行われることにより、国内米価は輸出価格よりは下がらなかった。輸出は最低価格維持効果を持つ。

水田面積の 4 割に及ぶ減反を止めて、減反で抑制されてきたコメの面積当たりの収量をカリフォルニア米の水準 (日本の 1.6 倍) に引き上げれば、1 7 0 0 万トンの生産が可能になる (上の図では供給曲線が S_0 から S_1 にシフトする)。国内で 7 百万トン (OQ_D) 消費すれば 1 千万トン ($Q_D Q_I$) の輸出が可能になる。国内生産が減少しても、輸出量を減少することで国内への供給を維持できる。コメ騒動は起こらない。



コメの国際市場は6千万トン程度で、小麦やトウモロコシの2億トンに比べると極めて小さいうえ、輸出国はインドやベトナムなどの所得の低い途上国であるため、国際需給がひっ迫し価格が上昇すると、国際市場への輸出増加（コメの流出）を恐れて頻繁に輸出を制限する。その中で輸出制限を行う必要のない日本が1千万トンを出すと、インドと並ぶ最大級の輸出国になるばかりか、輸入国からすれば安心・信頼できる輸出国となる。日本のコメ輸出は世界の食料安全保障に貢献する。

米・大豆・小麦の輸出量上位5ヶ国のシェア（2024）



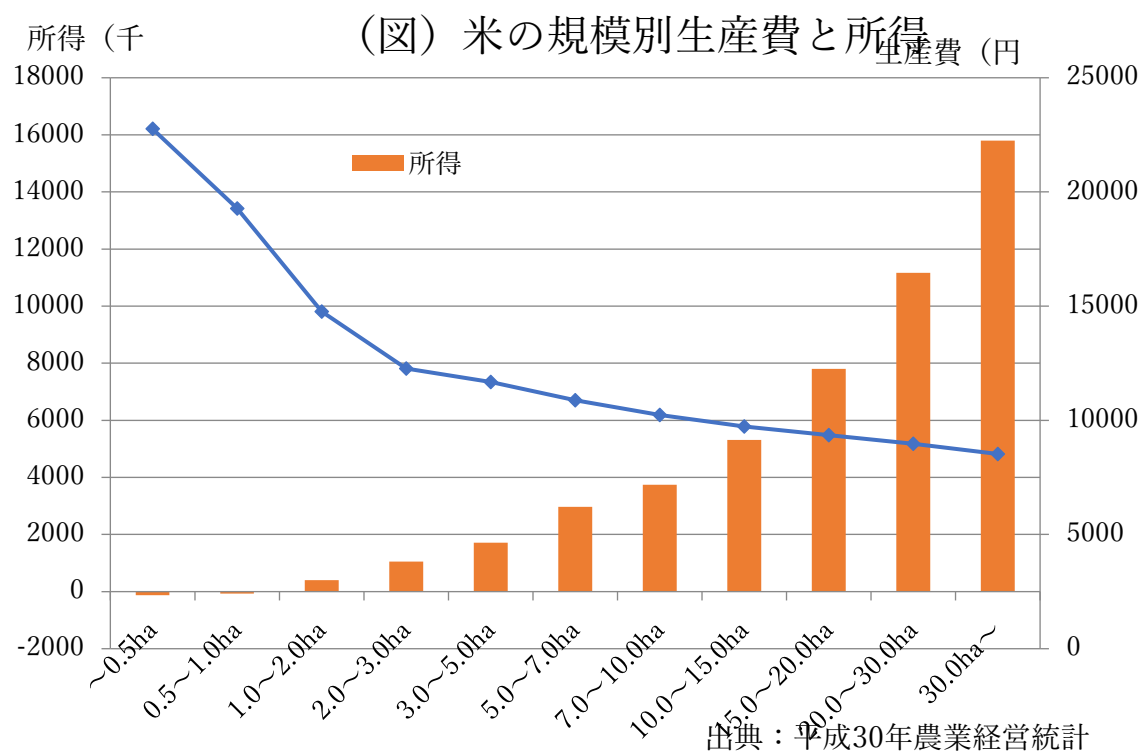
そればかりではない。ウクライナは陸続きの東欧から物資の供給を受けることができたが、四方を海に囲まれた日本は封鎖に脆弱である。第二次世界大戦でアメリカは飢餓大作戦”Operation Starvation”と銘打ってタイから日本へのコメ輸送船を潜水艦で沈没させ、食料供給を絶った。終戦時東京深川の政府倉庫には東京都民3日分のコメしかなかった。食料がなくては本土決戦どころではない。降伏するしかなかった。

台湾有事や機雷の敷設などでシーレーンが破壊され、輸入が途絶した際に、戦時中の配給米の水

準（2 合 5 勺）を賄おうとすると 1 千六百万トンのコメが必要になる。しかし、減反政策で今国民に供給できるコメは 7 百万トンしかない。半年経たないうちに国民は餓死する。しかし、減反を止めて 1 千万トン輸出していれば、危機の際にはそれを国内で食べればよい。輸出は財政負担の必要がない無償の備蓄となる。毎年 5 百億円も財政負担している備蓄米制度は減反を止めれば必要ない。国民は消費者としてコメの価格が下がる利益を受けるうえ、納税者として減反補助金の廃止と合わせて 4 千億円もの負担軽減となる。米価が下がって影響を受ける主業農家には、EU のような直接支払いをすればよい。所要額は今の財政負担の半分以上の 1 千五百億円で済む。

望ましい農政改革

減反廃止による価格低下でコストの高い零細な兼業農家は農業から退出して農地を貸し出す。主業農家に直接支払いをすれば、農地はこれに集積し規模が拡大してさらに収益が向上する。そればかりか、元兼業農家である地主は、収益が向上した主業農家から高い地代を受け取ることができる。主業農家の規模拡大と単収向上の両方の効果で大幅なコストダウンが実現する。例えば、3～5 ha 層が 20～30ha 層へ、5～7 ha 層が 30ha 以上層へ、それぞれ規模拡大すると 2 割、カリフォルニア米並みの単収実現で 4 割、合計では 5 割以上のコストダウンが実現できる。価格は下がる。いずれ、この直接支払いも要らなくなる。価格低下で消費者の利益は増加する。直接支払いを前提にすれば、我々は生産者も消費者も満足する適正な価格は何かという解がない問題に答える必要がなくなるのである。



都府県の平均的な農家である 1ha 未満の農家が農業から得ている所得はマイナスである。ゼロ以下の米作所得に 20 戸をかけようが 40 戸をかけようが、ゼロ以下である。しかし、30ha の農地があ

る集落なら、1 人の農業者に全ての農地を任せて耕作してもらおうと、2 千万円近いの所得を稼いでくれる。これを地代として、みんなの農家に配分した方が、集落全体のためになる。

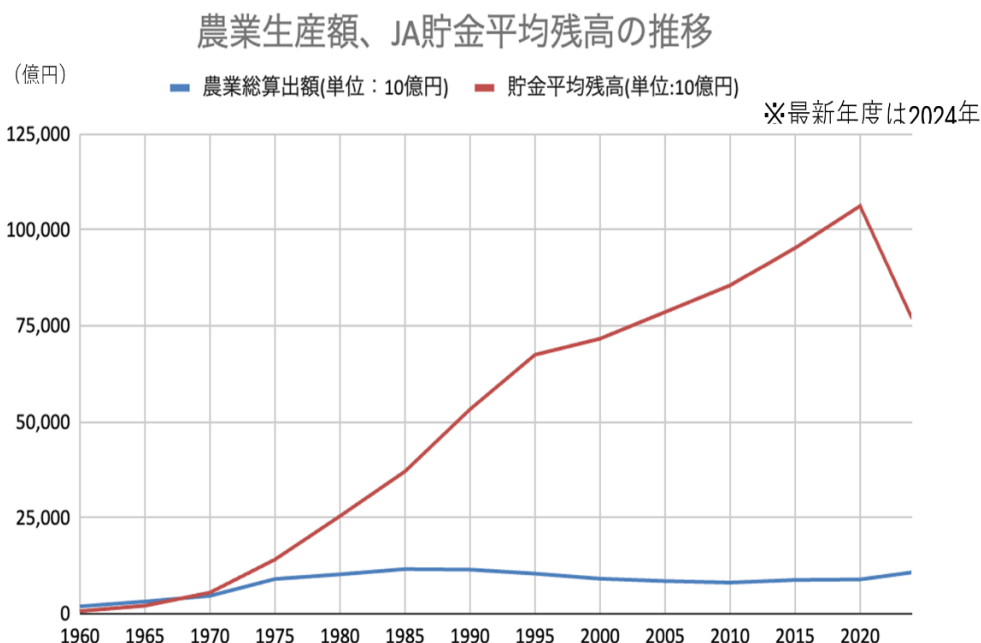
農地に払われる地代は、地主が農業のインフラ整備にあたる農地や水路等の維持管理を行うことへの対価である。地主は農業と縁を切るのではない。健全な店子（担い手農家）がいるから、家賃によってビルの大家（地主）も補修や修繕ができる。このような関係を築かなければ、農村集落は衰退する。農村振興のためにも、農業の構造改革が必要なのだ。

農地が少数の農家に集積していくと、「零細分散錯圃」という古くからの問題が解決される。これは農地が一か所にまとまると河川の氾濫や病虫害など自然災害を受けやすいため、危険を分散するために考えられた江戸時代の知恵だったが、一農家の耕作する農地が小さいうえあちこちに分散することで、コスト低下の阻害要因となっている。

高米価に JA 農協が固執する隠された動機

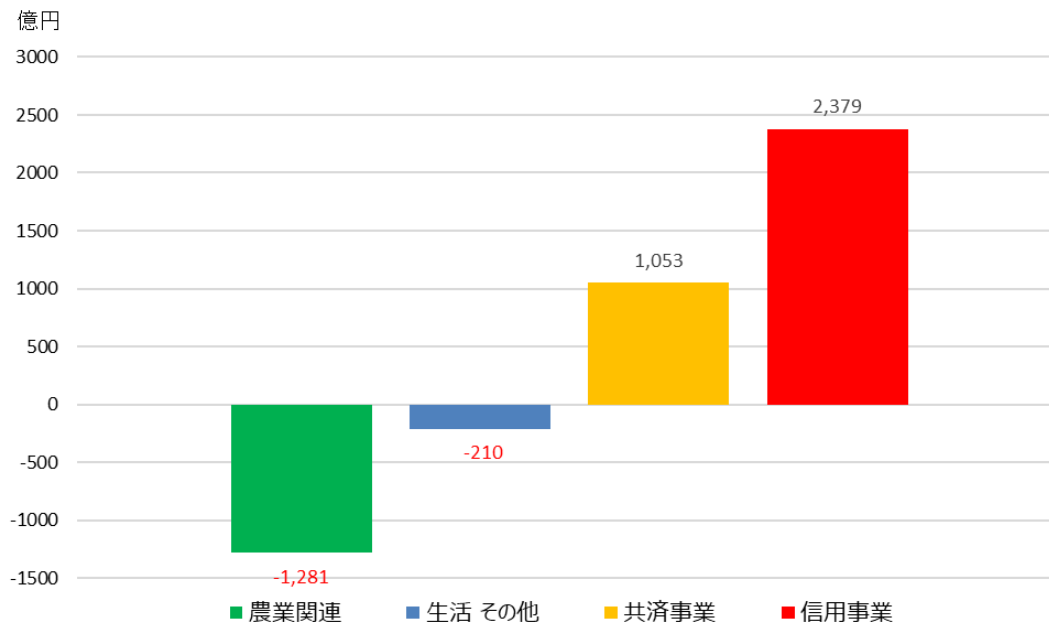
しかし、この農政改革は政治に阻まれる。

アメリカは 1960 年頃から EU は 1993 年に価格支持から直接支払いに移行している。農家にとっては価格でも直接支払いでも同じなのに、なぜ日本の農政は高米価に固執するのか？それは、欧米になくて、日本にあるものがあるからである。欧米にも農家の利益を代弁する政治団体はある。しかし、これらと JA 農協が決定的に違うのは、JA 自体が経済活動も行っていることである。このような組織に政治活動を行わせれば、農家の利益より自らの経済活動の利益を実現しようとする。その手段として使われたのが、高米価・減反政策である。



GDP の 1% (9 兆円) しかない農業の金融機関に過ぎないのに、高米価で滞留した多数の兼業農家のサラリーマン収入や農地転用利益等が預金される JA バンクは、預金量 100 兆円を超える日本有数のメガバンクに発展し、これをウォールストリートで運用して莫大な利益を得た。政治活動は

農業で行っているのに、JA がそれで得ようとする利益は金融分野である。これが、日本の農政をわかりにくくしている。銀行業務と他の業務を兼業できる日本で唯一の法人であることと高米価で零細な農家を滞留させたことという、本来関連性がないと思われる二つの要素が、絶妙にマッチして、JA 農協を発展させた。



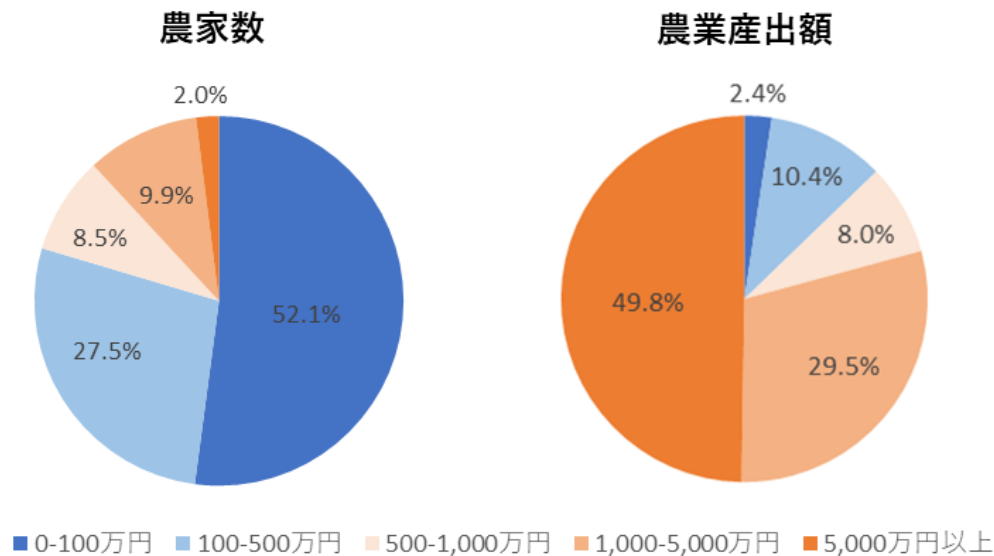
出所：農水省「農業協同組合及び同連合会一斉調査」より筆者作成

注：農業関連の項目には営農指導事業を含む

農水省や農林族議員も JA に依存した。JA は多数の農民票を取りまとめて農林族議員を当選させ、農林族議員は政治力を使って農水省に高米価や農産物関税の維持、農業予算の獲得を行わせ、JA は減反で維持した零細農家の兼業収入を活用することで発展した。農政トライアングルの形成である。

売上高 5 千万円以上の農家は戸数では 2% のシェアしかないのに生産額では 50% のシェアを持つ。逆に、戸数では 52% のシェアを持つ売上高 100 万円以下の農家は生産額では 2% のシェアしかない。日本農業と食料供給の主体は規模の大きな農家なのに、数の上では圧倒的に多い零細農家が保護される。農産物価格はコストを賄えないと主張されるが、戸数ではたくさんの 1 ヘクタール以下の米農家のコストは、多くの米を供給する 30 ヘクタール規模の農家の 2～3 倍もする。平均をとれば数の多い零細農家のコストが大きく反映されてしまう。零細規模の農家の収益は赤字だが、大規模層は 2 千万円近くの収益をあげている。

さらに、零細農家のほとんどは本業がサラリーマンの兼業農家なので、戦前の小作人と異なり、貧しくはない。1965 年から農家所得は勤労者世帯の所得を上回って推移している。農家だから貧しいという貧農層は 1960 年代に消滅しているのである。零細農家を保護する理由はない。



通常の協同組合は独占禁止法の一部規定が適用除外とされている

今回 JA 農協による価格引き上げは独占禁止法との関係ではどうなのだろうか？

JA 農協は農家から集荷したコメを同じ価格で卸売業者に販売する。このとき、農家は JA 農協にコメを販売しているのではない。コメの販売を委託しているだけである。コメの所有権はそれぞれの農家から卸売業者に移転する。法的には、100 軒の農家が共同して（カルテルを結び）同じ価格で卸売業者に販売していることになる。

独占禁止法では、カルテル（共同して生産したり、販売したりすることなどで競争を制限する行為）は、禁止されている。しかし、小規模事業者や消費者が協同組合を組織する場合には、独占禁止法の適用除外が認められ、カルテル行為は許されている。

この趣旨は次のようなものである。単独では大企業に伍して競争していくことが困難な小さい事業者や交渉力の弱い消費者も、共同して生産や販売、購入をすれば、形式上は独占禁止法に違反することになる。しかし、このような事業者などが互いに助け合うことを目的として、協同組合を作り、それを通じて生産や販売等をした場合には、独占禁止法の適用を受けないようにして、市場で有効に競争したり、取引したりすることができるようにしたものである。あくまでも弱者である小規模事業者の救済である。

しかし、そのような小さな事業者で構成される協同組合の行為が「一定の取引分野の競争を実質的に制限する」（独占禁止法第 2 条第 5, 6 項）危険性はないはずであり、研究者の間では念のために置かれた規定だと理解されている。

具体的には、独占禁止法第 22 条で、①小規模事業者または消費者の相互扶助を目的とし、②任意に設立され、組合員が任意に加入または脱退することができ、③各組合員が平等の議決権を有し、④組合員に対する利益の分配の限度が法令または定款に定められている、という要件を備えた組合

および連合会の行為には、独占禁止法を適用しないとしている。単協だけではなく、大きな連合会（JA 全農など）も適用除外の対象となっている。しかし、小規模事業者の救済という上述の趣旨からすれば、連合会まで適用除外とされているのは、立法論としては著しく不当である。

独占禁止法第 22 条によって、協同組合が独占禁止法の適用を受けない行為の一つは、他の事業者の事業活動を排除し、または支配することによって、一定の取引分野における競争を実質的に制限する（「私的独占」）場合（独占禁止法第 2 条第 5 項）であり、もう一つが、他の事業者と共同して価格を決定したり、数量などを制限するなど、互いに事業活動を拘束することによって、一定の取引分野における競争を実質的に制限する場合、つまり、カルテルの場合（独占禁止法第 2 条第 6 項）である。

しかし、これらの組合であっても、ほかの事業者と共同して特定の事業者との取引を拒絶したり、共同行為からある事業者を不当に排除したりするような「不公正な取引方法を用いる場合」又は「一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を上げることとなる場合」は、独占禁止法の規定が適用される。

“不公正な取引方法”のうち、共同の取引拒絶、差別対価、排他条件付き取引などの行為は、“市場における有力な事業者”（目安として市場シェアが 10%以上または上位 3 位以内）が行う場合に違反となるが、「JA は生産資材の供給や農産物の出荷、共同利用施設の賃貸等といった分野において、ほとんどのケースで有力な事業者に該当します。」（JA 全中「独占禁止法の遵守に向けて」）つまり、JA 農協自身が“市場における有力な事業者”であり、単なる小さな事業者の集まりではないことを認めているのだ。

JA 農協による独占禁止法違反（とりわけ“不公正な取引方法”に該当）が跡を絶たないことから、公正取引委員会は 2007 年「農業協同組合の活動に関する独占禁止法の指針（ガイドライン）」を公表した。これを検討するため公正取引委員会が開催した研究会（“政府規制等と競争政策に関する研究会”2006 年 11 月 24 日）で、同委員会事務局の経済取引局長は、協同組合が 100 円のモノの価格を 110 円程度に引き上げる場合には独占禁止法違反を問われないが、150 円にすれば、「不当に対価を上げる」こととみなされて独占禁止法違反となる旨述べている。10%程度なら良いが、50%も引き上げることは違反だという解釈である。

本来独占禁止法の適用除外にならない JA 農協が適用除外に

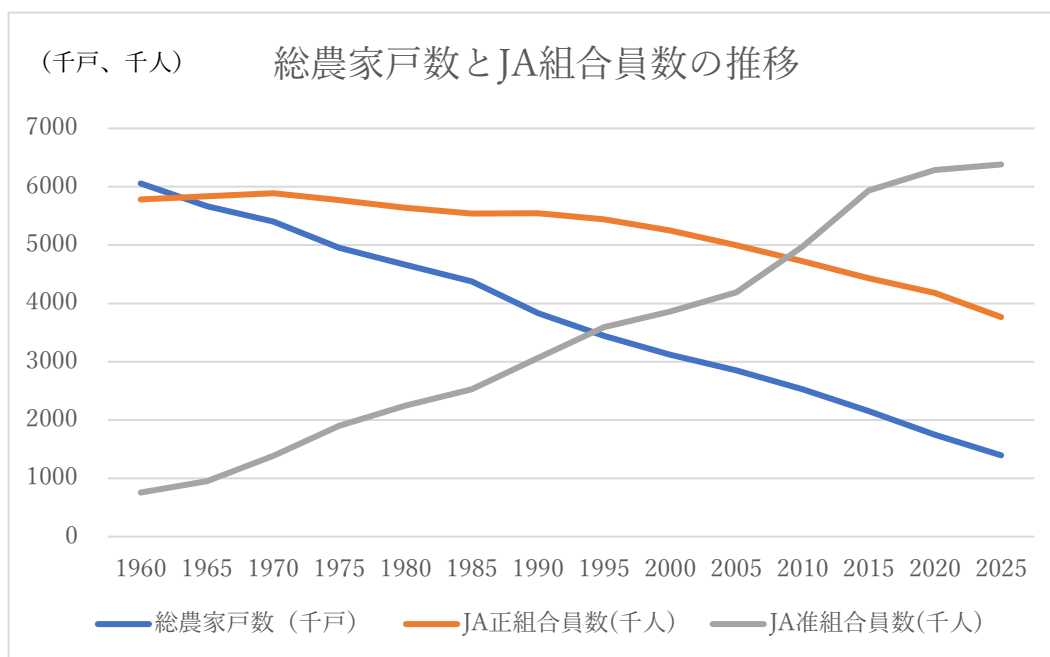
実は、生協と異なり、JA 農協は、そのままでは独占禁止法第 22 条の要件を満たさない。JA 農協は、正組合員である農業者（小規模事業者）だけでなく、地域住民であれば農家でなくても誰でも組合の施設を利用できる、准組合員という特殊な制度を持っているからである。准組合員は独占禁止法第 22 条について、①の事業者ではないし、③の議決権を持っていない。つまり、准組合員を有する JA 農協は、独占禁止法第 22 条の①と③の要件を満たさないのだから、本来なら独占禁止法の適用除外規定の対象とならない。

利用はするが意思決定に関与しない准組合員制度は、利用者（組合員）が組合を管理（コントロール）する（所有・管理する者が組合を利用する）という協同組合の大原則から外れたものであり、当然だろう。実態を見ても、1960 年では正組合員（農家）578 万人に対し准組合員は 76 万人に過ぎな

かったものが、2024 年では正組合員 377 万人に対し准組合員は 638 万人に増加している。

100 兆円を超える巨額の預金の 1 % しか産業規模の小さい農業には融資できない。このため都市住民を准組合員として積極的に勧誘し住宅ローンなどを融資してきたのだ。元農家のアパート建設資金などと併せて、これが預金量の 3 割程度を占める。預金の残り 6 ~ 7 割をウォールストリートで運用して莫大な利益を得た。

今の JA 農協は“非農家”の組合員の方が多い“農業”の協同組合になっている。准組合員ばかりか員外利用制度もあるので、農協は不特定多数と取引するという協同組合とは理念的には対立する株式会社と同じような存在になっている。組合員だけが利用する本来の協同組合なら、不特定多数を相手にテレビで JA バンクや JA 共済のコマーシャルを行うことはないはずだ。理念上も実態上も、JA 農協は協同組合というより株式会社に近い存在になっている。



※2025 年の JA の組合員数は 2024 年のデータ

ところが、農協法第 8 条は、JA 農協は独占禁止法第 22 条の①と③の要件を備えるものとみなすと規定して、JA 農協にも独占禁止法の適用除外が認められた。みなし規定とは、そうでないものをそのように扱おうというものである。どんな地域の JA 農協にも、准組合員はいる。つまり、農協法第 8 条がなければ、JA 農協には、独占禁止法が適用されてしまうのだ。

農協法第 8 条を削除さえすれば、准組合員制度を持つ JA 農協や JA 農協連合会に独占禁止法を適用できる。カルテルか、「不当に対価を引上げる」場合に該当するか、という議論をしなくても、JA 農協に独占禁止法が適用されることになれば、JA 農協によるコメの減反（生産調整）は明らかに独占禁止法違反となる。

なお、農協法第 8 条のみなし規定を維持する場合でも、林秀弥・名古屋大学院法学研究科教授等は、「連合会については、みなし規定からはずすことや一定規模以上の単位農協についても、同様にみなし規定からはずすことについて検討しなければ、今後みなし規定の意義が失われてしまうのではないかと指摘している（林秀弥・西澤雅道「経済法と農協改革」393 ページ参照、名古屋大学法

政論集第 264 号、2015 年 12 月)。

今回の米価引き上げはどうか？

コメの減反（生産調整）は、減産して価格を高く維持するものである。カルテルは、価格だけでなく、本来事業者（生産者）が自主的に判断すべき生産数量、設備の新增設等を共同で決定する場合を含む。生産数量の共同決定はまさしく“生産調整”（減反）に他ならない。

JA 農協が行うコメの減反・生産調整は、独占禁止法違反の疑いが強い。通常の年でも、コメの需給均衡価格は 1 1 千円/60kg であるのに、減反（生産調整）政策によって、1 万 5 千円の米価を実現していた。そればかりか、JA 農協は自らの行為（在庫調整及び卸売業者への高米価要求）によって相対価格を決定している。さらに、通常年の 2 倍を超える 25 年産の 3 万 7 千円という米価は明らかに「不当に対価を引上げる」場合に該当する。農林族議員におもねり米価を下げようとしない農水省に代わり、公正取引委員会が令和のコメ騒動を解決してはどうだろうか？

独占禁止法の運用除外制度の見直し

小さな農家が集まって共同して生産したり、販売したりしたら、形式上独占禁止法違反を問われてしまうので、協同組合を作れば、独占禁止法に違反しないようにしようというのは理解できる。しかし、JA 農協の場合には、末端の小さい JA 農協だけではなく、都道府県レベルや全国レベルの“連合会”などの巨大事業体も、独占禁止法第 22 条と農協法第 8 条によって同法の適用除外を受けることができるようになっている。JA 農協は、“市場における有力な事業者”である以上に、コメで 5 割、肥料で 8 割、機械や農薬で 6 割という圧倒的な市場シェアを持っている。肥料、農薬等の農業生産資材の市場では、三菱商事や三井物産などの大手商社も JA 全農の市場支配力には遠く及ばない。

この事例だけでなく、JA 農協が独占禁止法違反として指摘される行為は、JA 農協の外部に対してではなく内部の組合員に対してのものがほとんどだ。これは、組合員のために活動するという協同組合原則に明らかに反するし、JA 農協が農家のための組織ではなくなっていることを如実に物語っている。

農産物の販売や資材・サービスの提供から融資業務まで、ありとあらゆる業務を行える JA 農協は、組合員に対して圧力をかける手段に事欠かない。特に、JA 農協は銀行業務と他の業務を兼業できる日本で唯一の法人である。JA 農協を通じないで、農産物を販売したり肥料や農薬を購入する組合員に対して、融資を断ったり、JA 農協の育苗施設やコメの調整施設の利用を禁止したりして、独占禁止法（不公正な取引方法）違反であると指摘される例が絶えない。

広範な権能を持ち巨大企業体に発展した JA 農協と独占禁止法の見直し時期に来たのではないだろうか？

2026 年 8 月 7 日

以上

著者紹介

山下 一仁 武蔵野大学国際総合研究所 研究主幹

1955 年岡山県生まれ。77 年東京大学法学部卒業後、農林省入省。82 年ミシガン大学にて応用経済学修士、行政学修士。2005 年東京大学農学博士。農林水産省ガット室長、欧州連合日本政府代表部参事官、農林水産省地域振興課長、農村振興局整備部長、同局次長などを歴任。08 年農林水産省退職。同年経済産業研究所上席研究員、2010 年キャノングローバル戦略研究所研究主幹、2026 年 5 月より現職。著書に『バターが買えない不都合な真実』（幻冬舎新書）、『農協の大罪』（宝島社新書）、『農業ビッグバンの経済学』『国民のための「食と農」の授業』（ともに日本経済新聞出版社）、『日本が飢える！ 世界食料危機の真実』（幻冬舎新書）、『食料安全保障の研究 襲い来る食料途絶にどう備える』（日本経済新聞出版）など多数。近刊に『コメ高騰の深層 JA 農協の圧力に屈した減反の大罪』（宝島社新書）がある。

